

『おかえりなさい奨学金返還支援事業費補助金』を開始します

担当：地域振興・広聴課 北山（電話 0979-62-9033）

令和7年度から、進学で一旦は中津を離れた若者のUターンを促進するため奨学金の返還支援制度を開始します。

本市においては、進学等により、10代後半から20台前半の若者世代が転出超過の状況となっており、また、その進学等にあたっては、若者世代の約2人に1人が奨学金制度を活用しているという社会的課題もあります。そこで、“地域で育てた若者に、地域で定着・活躍してもらう”ために、市内出身の若者の経済的な負担を軽減して、安心して中津市で活躍できる環境を整備し、未来を担う若者の定住・就業促進に繋げることを目的として、本支援制度を創設しました。

支給の要件

- ☐ 令和7年1月1日時点で本市に住民登録があり、引き続き5年間居住する意思がある方
- ☐ 令和7年4月1日時点で30歳未満の方
- ☐ 市内の小学校、中学校又は高等学校のいずれかを卒業した方
- ☐ 進学のために奨学金を利用し、その返還を行っている方
- ☐ 令和6年4月1日以降に市内で就業し、補助金交付時に継続して1年以上就労している
以下のいずれかに該当する方
 - ・市内の事業所に正規雇用されている又は正規雇用に準じた形態で雇用されている方（転勤、出向、派遣等により一時的に市の事業所に勤務している方、公務員は対象外）
 - ・市内で起業し、事業を行っている方
 - ・市内で農業、林業、水産業に従事している方
 - ・市内で家族等が経営する事業を引き継ぎ、事業を行っている方
- ☐ 市税等を滞納していない方
- ☐ 他の奨学金返還支援制度を利用していない方

補助額

- ☐ 令和7年1月～12月に返還した奨学金の額（年間上限10万円）

最長5年間（最大50万円）

認定請求受付期間

- ☐ 令和7年8月1日（金）から11月28日（金）まで

